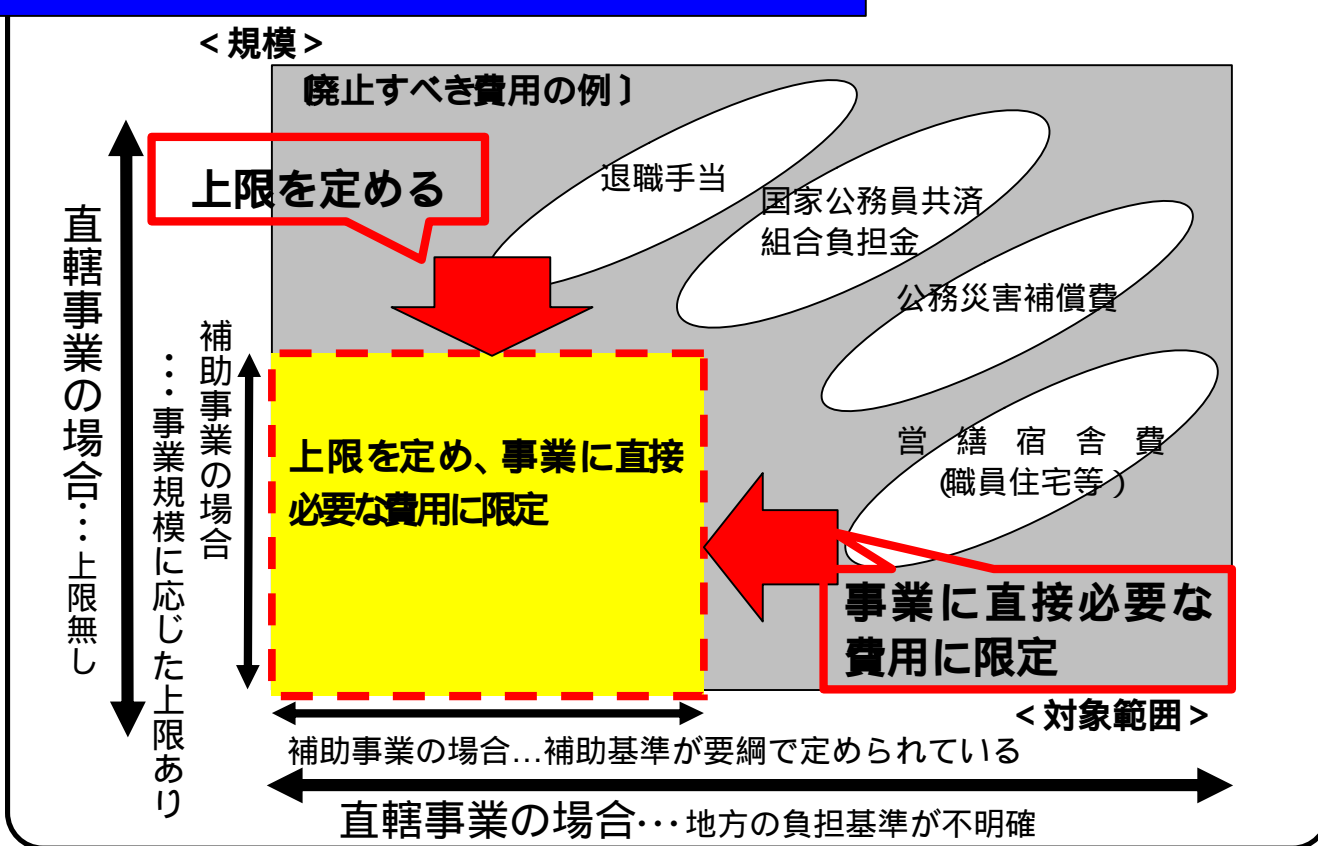
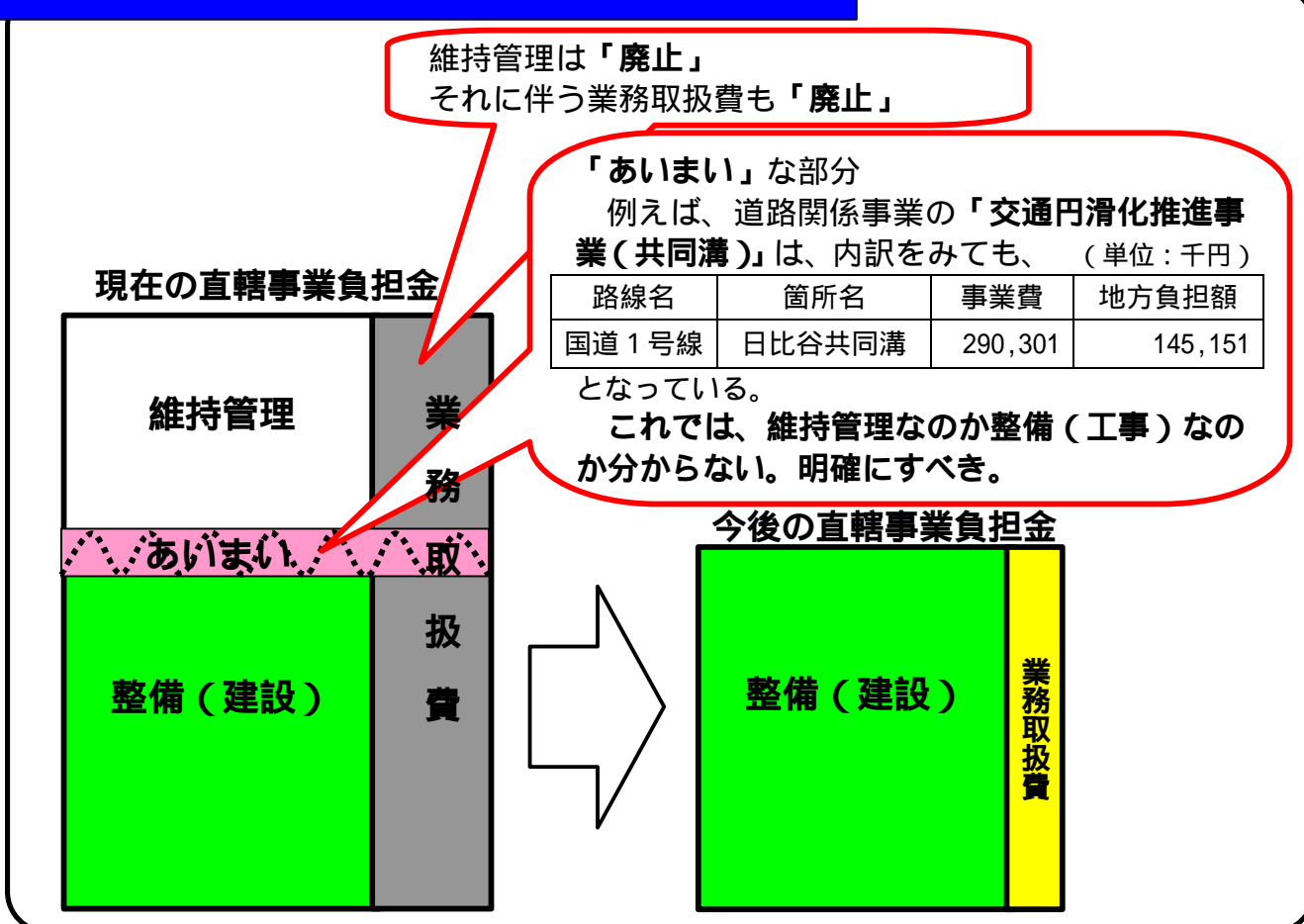


## 1 業務取扱費の見直しのイメージ



## 2 「あいまい」事業の明確化



## 3 抜本的改革の考え方

地方が地域の課題に主体的に対応できるよう、国の直轄事業の範囲を国が責任を負うべきものに限定。地方が担える事業については、財源とともに地方に移管すべき。

整備(建設)に係る費用のうち、業務取扱費については、上限額(率)を明確にすべきである。

直轄事業負担金については、維持管理に係る負担金と整備(建設)に係る負担金を明確に区分する必要がある。

維持管理に係る費用は、管理主体である国が全額負担すべきであり、直ちに『廃止』すべきである。

整備(建設)に係る費用については、国が、地方の同意の下、明確な根拠・基準を定めたならば、適正な額を負担する。また、事前協議を法制化すること。

**万一、都民に対し説明責任が果たせないようならば、21年度の負担金の支払いを止めざるを得ない。**

**また、退職手当(20年度東京都負担金1.2億円)など不適当な費用に充当されていたならば、過去に遡って、負担金の返還を要求すべきである。**

**さらに、負担金で購入した固定資産を売却した場合、その収入については、応分の返還を求めるべきである。**

**これら抜本的改革を、国が実行するかどうかをチェックする必要がある(臨時的に知事会に専門部署を設立)。**